

子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正

改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。
- 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において、子育て安心プランを前倒しし、平成32年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとされた。

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み（必要利用定員総数）を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを旨とし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと。
- ③ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。
このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。
- ④ 必要利用定員総数が、翌年度＞今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

(2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容に含めること。

基本指針の改正方針案について

基本指針の改正について、必要に応じ再度ご議論いただいた上で、6月を目途に予定している。

改正を検討中の主な項目

- (1) 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二2(二)(1)関係)
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二2(二)(1)関係)
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六3関係)
- (2) 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し。
 - ・ 平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三2(一)、四5(一)・(二)関係)

改正を検討中の主な項目(続き)

(3) 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一6、別表第三の三関係)

※ これらの他、第198回国会(常会)に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討。

参考

○ 子ども・子育て支援法(平24法65)
(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て両立支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士との配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所との関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

目次

I. はじめに	1
II. 基本的な考え方	1
III. 少子化克服に向けた具体的な対応方針	2
1. 子育ての支え手の輪を広げる	2
(1) 子育ての支え手の多様化	2
(2) 子育てに伴う様々な行事や活動の在り方の工夫	4
(3) 子育てと仕事の両立の希望をかなえる職場環境づくり	4
2. 「子育てに寄り添うまちづくり」を応援する	5
3. 子育て世帯をやさしく包む社会づくり	6
4. 結婚、妊娠、出産段階から切れ目なく支援する	7
(1) 結婚の希望の実現を支援する	7
(2) 子供を持ちたい希望を妊娠前から切れ目なく応援する	7
IV. 今後に向けて	8

少子化克服戦略会議

提言

「少子化―静かなる有事―へのさらなる挑戦」

平成30年6月4日

I. はじめに

○年間出生数が100万人を切り、年間で人口が約40万人減少する社会。我が国の少子化は社会経済の根幹を揺るがしかねないままに国難とも言える状況にある。これを放置すれば、社会から子育ての視点が失われ、子供を産む、子育てをすることに様々な負担・障壁が生じ、それが更なる悪循環を招く。

○社会の活力も失われていく。身近な生活の中でもその影響は顕在化してくる。例えば、職場の中で若い人が減っていく。自治体の職員も確保が難しくなっていく。公務の中で、警察官、消防士、海上保安官、自衛官等の職に就く者が減っていくと、治安や防衛の確保に影響が出る。我々が当たり前に思っている企業活動や行政サービスが当たり前になくなることになる。事案にいずれ直面する。

○希望出生率1.8を実現し、国難と位置付けられた少子化の克服を目指して、現政権では、待機児童の解消、幼児教育の無償化を始めとする各種少子化対策の取組が進められているところである。本会議では、さらにこうした取組と相乗的な効果をもたらし、今一度、これまでの子育てに係る取組を鳥瞰し、欠けていた強点、いまだ不十分な取組を、当事者目線で洗い出しながら、社会全体で子供を育てるといふ考え方に立ち、子育てに伴う様々な負担や不安感が軽減され、子育ての喜びを社会全体で分かち合うことを目指し、従来の発想にとらわれないことな

く検討を行った。

II. 基本的な考え方

○結婚や子供を産み育てる希望を持つ全ての人が、その希望をかなえることができる社会を実現するために、社会の構成員がそれぞれの立場から幅広い取組を行う。その際、全ての世帯にそれぞれの状況に応じた多様な選択肢が用意され、とともに、子供を産み育てようとする希望、さらに、経済的負担の増す中で多子産み育てようとする希望を持つ人たちの手厚く支えていくことが重要である。あわせて、安心して子育てができるよう、子育てにやさしい社会を目指す機運の醸成に官民を挙げて取り組む。

○もとより、結婚、妊娠、出産、子育ては個人々の自由な意思決定に基づくものであり、施策は個人の意思決定に介入するものではないこと、また、選択の多様性への配慮が必要であることが前提であり、その上で、結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえること、ひいては少子化に歯止めをかけることが重要であるといふ認識を広く国民で共有する。

○少子化の状況と取り巻く環境は地域によって大きく異なり、少子化対策は地域の実情に応じて取り組むべきものである。その際、結婚、妊娠、出産、子育て支援といった狭義の少子化対策のみならず、より視野を広げ、地域の産業活性化や企

業誘致、雇用の創出により社会の活力を維持し、地方への移住促進や若者の定着・増加を図ること、子育て世帯にやさしいまちづくりといった広義の少子化対策も同時に進める必要がある。その中で、市町村が競合するのではなく、より広域の視点からの協力的取組が有効であると考えられる。

○人口減少の中、活力・意欲あるシニア層、空き地・空き家、ITを始め今後も期待される科学技術の成果などの新たなリソースを積極的に子育ての場に活用する視点も重要である。

○施策の実施に当たっては、財源の確保を図りつつ、計画段階において可能な限り数値目標等を設定し、役割・責任分担、スケジュール等を明確にした上で実施、効果検証を経て次のアクションにつなげるサイクルを確立することが重要である。

こうした点を踏まえ、

- ① 子育ての時間的・空間的・経済的制約を解消し、希望をかなえる
- ② 子育てにあらゆる資源を活かし、負担感を軽減するという方針の下、以下、提言を行う。

III. 少子化克服に向けた具体的な対応方針

1. 子育ての支え手の輪を広げる

子育てを巡る環境は、子供は何人いるか、夫婦それぞれそれぞれの就労状況、いざという時に頼りになる親族や友人が近くにいないか、親の健康状態はどうかなど世帯により様々であり、また、晩婚・晩産化の影響から育児と介護が同時期に訪れる「ダブルケア」や、一人で生計の維持と家事・育児を抱える「ひとり親家庭」などのケースも増えている。こうした中で、全ての子育て世帯に対して、その状況に応じた支援を届けることができる仕組みを構築し、子育て世代のみならず、将来を担う若い世代が、子育てについて安心感を持てる社会を構築することが急務である。

(1) 子育ての支え手の多様化

東京など都市部への人口流入が続く中で、故郷から離れた地で結婚、子育てするいわゆる「アウェイ育児」をしている女性も多く、育児の心理的、身体的負担の軽減には、まず、育児の担い手である夫の家庭への参加を促す取組が不可欠である。

また、ひとり親家庭においても、育児の心理的、身体的負担を軽減する必要性は同様であり、育児に関わる者の多様化が必要である。

地域においては、ファミリーサポートセンターなど子育て世帯が利用可能なサービスが展開されているが、申込期限の制約があったり、利用するに当たって必要な

情報の入手が必ずしも容易ではないため、利用者目線に立ち、支援を求めている側と支援を提供する側を「つなぐ」取組を強化していく必要がある。特に一時預かりについては、急用が発生した際のセーフティネットから息抜きを目的とするものまで、幅広くニーズがあると思われ、充実が望まれる。

さらに、シニア層が若い世代に支えられるだけでなく、子育て世代の支え手になるという発想の転換が必要であり、活力・意欲のあるシニア層などの参画を促し、子育て支援の裾野を広げていく取組は地域社会の活力維持という観点からも重要である。

家事の外部・省力化についても、身体的負担の軽減やそれに伴う育児時間の確保を可能にすることにつながるため、積極的に活用できる環境づくりが必要である。

<具体的に考えられる施策の例>

◆男性が育児をしやすくするための法制的な改善案として、育児休業の分割など、彈力的な育児休業制度について、平成29年施行の改正育児介護休業法の施行状況等にも留意しながら、中長期的な視点に立って検討する。そのため、本年度中に施行状況の調査を開始する。調査結果の分析をした上で、育児休業制度に限らず男性が育児参加できるような方策について検討を開始する。

◆妊娠期から父親も参画する両親教育を促進する。(例：参加しやすい日時設定、子の誕生をイメージできるプログラムの構成等)

◆一時預かり事業の運営状況等の実態を把握し、様々な状況にある家庭の負担軽減に一層つながるようその充実を進める。

◆ベビーシッター利用料などの子育て費用に対する支援の在り方について、幼児教育無償化の議論の結論を踏まえ、税制上の優遇措置の創設の要望の必要性につき、整理・検討を進める。

◆繁忙期の残業や夜勤など、子育て中の家庭の多様な働き方を支援するため、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、その利便性の向上策について検討する。

◆シニア層の活躍の場の一つとして、地域の子育て支援活動(タマゴ(他孫)育て)に参画するためのネットワーク機能づくりを促進する。

◆シニア層を始めとする地域の人材や一時預かりサービスを、手を借りたい子育て世帯のニーズとITを活用してつなぐ仕組みを構築・強化する。(子の預かり・送迎や、買物・食事作り等の家事代行、子の通院時に兄弟姉妹を見守るなど急な要請にも機動的に対応)

◆利用者のニーズを踏まえた地域の子育て支援サービスの情報をインターネット上で一元的に「見える化」する取組を促進する。

◆企業等の開発する、家事・育児の負担を軽減する新たな商品やサービスを、周知・顕彰する取組を支援し、普及・開発を促進する。

等

(2) 子育てに伴う様々な行事や活動の在り方の工夫

子育てに伴う「学校・園」関連の行事や活動は、その多くが親にとっても子供の成長に関わる有意義な機会である一方、運営方法によっては、大きな負担となり、仕事などとの両立の大きな阻害要因となり得る。特に、任意の活動である場合は、参加が事実上強制されることのないよう、その趣旨を踏まえた運営が徹底される必要がある。また、子育てに伴う行政的な諸手続についてもオンライン化を推進するべきである。

<具体的に考えられる施策の例>

◆「学校・園」関連の行事や活動の運営について、多様な世帯に配慮した在り方を検討する。

◆市町村における子育てに関する行政手続(出生届、児童手当の手続等)のオンライン化を推進する。

等

(3) 子育てと仕事の両立の希望をかなえる職場環境づくり

女性の就業率が上昇する中で、多くの女性が直面しているのが子育てと仕事の両立の問題である。男性も女性も子育てをしながら社会で活躍することが当たり前に可能である。子育てはキャリアを阻害しない、と皆が思える社会を実現しなければならず、子育て中の従業員世帯への支援を始め、個々の企業が果たす役割も大きく、積極的な取組が期待される。また、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の選択肢を増やすことや、中小企業の気情にも配慮した取組が必要である。

<具体的に考えられる施策の例>

◆子供の急病を始めとする子育て、介護、不妊治療など様々な事情に対応して柔軟に休暇が取得できるような、労働者の希望により1時間単位の有給休暇取得を可能とする「時間単位年次有給休暇制度」の企業への導入を促進する。

◆育児のために離職した女性が復職・再就職し、就業を継続できるよう自治体ども連携しつつ総合的な支援を強化する。

◆育児休業を取得し、子育てしながらキャリアアップする男性・女性の多様なロールモデルを発信する。

◆企業におけるフレックスタイム制度、時間単位の年次有給休暇制度、テレワーク、通勤への配慮などの柔軟な働き方の導入状況を、女性の活躍推進企業データベース上に「見える化」する。

◆子連れコワーキングスペースの整備、中小企業の子連れ出勤の環境整備を支援する。

等

2. 「子育てに寄り添うまちづくり」を応援する

人口減少・高齢化が進む中、自治体においては地域の活力を維持し、安心して暮らせるまちづくりの再構築が求められている。こうした中で、経済の活性化と人口増加・少子化対策は密接にリンクするという考えに基づき、地域の魅力を向上させ、企業や民間投資を呼び込むとともに、子育て世帯の暮らしを主眼に置いたまちづくり、いわば「子育てに寄り添うまちづくり」を展開していくことが必要である。その際、各自治体における子育て関係部局とまちづくり関係部局との密接な連携が重要である。

具体的には、人口が密集する都市部においては、「生活する子育て世帯」の視点から、交通利便性の高い主要駅などを拠点に、公共サービスの窓口、医療・福祉や商業施設など生活利便機能を集積・ネットワーク化するとともに、バリアフリー化を進める。さらに、「働く子育て世帯」の視点から、それらの集積・ネットワーク化を通動動線上の主要な拠点を中心に展開することも考えられる。

地方、若者の流出・減少に直面している地方都市・過疎地域においては、現在政府が進めている地方創生の取組を更に推し進め、雇用の場の創出などを運じて、若者の定着・移住を促進するとともに、その生活インフラとなる子育て関係施設の維持やにぎわいの創出などによる地域の魅力の向上に向けた取組を行う必要がある。こうした取組を通じ、投資を呼び、企業を誘致する、雇用を創る、人を呼ぶ、出生数が増える、経済が活性化するという好循環を日本各地で生み出していく。

<具体的に考えられる施策の例>

- ◆市町村等がまちづくりを進める過程において、あらゆる場面に子育て世帯の生活視点を踏えることにより、子育て世帯が暮らしやすい「子育てに寄り添うまちづくり」を促進する。
 - (人口密集地域における例)
 - 主要駅を中心に保育施設・医療機関・相談機関など多様な子育て関係施設、商業施設を「動く」と「子育てする」を結ぶ動線上に集約して整備
 - 郊外でのサテライトオフィスや coworkingスペースの整備など、大都市への通勤を不要とし、職住近接で働くことを可能とする環境整備を推進
 - 外出先での子供連れ世帯の移動の負担軽減のため、駅前などにおけるベビーカーなどのシェアリングの導入を促進、バリアフリー化の取組を推進

(地方都市、過疎地域における例)

- 駅や道の駅などを拠点とした大型遊具、多世代の交流の場、地域特産品の発信などによるにぎわいの創出
- 子育て機能を有する施設を誘導施設として位置付けたコンパクトシティ化の推進

□移住希望者に対する大規模かつ効果的な情報発信などを通じた地方への移住促進

進

- 自治体間の連携等による広域的な結婚支援
- ◆若者や子育て世帯、ひとり親世帯等が、シェア世帯と地域コミュニティの中で同じ空間で暮らしながら「子育て」と「見守り」ができる環境整備を促進する。

等

3. 子育て世帯をやさしく包む社会づくり

誰もが子供を産み育てやすいと実感できる国にする。面識がなくとも周囲が親子連れに気遣い声をかけ、手をさしのべる温かい社会を実現する。そのためには、国・自治体のみならず、企業・団体、様々な世代に属する人、一人一人がそれぞれの立場で、やさしいまなざしで子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で子育てを展覧し、地域においては基礎自治体単位での取組を深化・広域化していくことが有効である。取組支援の輪が「果える化」されることにより、現役子育て世帯が社会の支援を実感するとともに、若い世代が子育てに対してその負担面だけでなく、ポジティブな面にも着目するきっかけにもなり、長い目で見て、少子化の傾向が反転することにつながることを期待される。

<具体的に考えられる施策の例>

- ◆子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする官民合同の「子育て応援コンソーシアム(仮称)」を立ち上げ、子育て世帯にやさしいサービス・機能面の充実への取組推進や全国キャンペーンを展開する。
- ◆ITを活用した子育て支援バスポートの利用を促進するとともに、子育て支援バスポート事業の子育て世帯向けサービスの充実支援を図る。
- ◆上記バスポート事業の発展形として、多子世帯の経済的負担をより軽減する観点から、フランスにおける「大家族カード」制度も参考にしつつ、また、我が国の高齢者を対象とする各種割引制度の実態も踏まえ、生活に係る幅広い分野で多子割引制度の普及促進を図る。
- ◆地域におけるベビー用品、子育て用品等のシェアリング機能を支援する。
- ◆基礎自治体単位の取組の広域化を支援する。

等

4. 結婚、妊娠、出産段階から切れ目なく支援する

子育て支援の充実を通じて、「子育て」に対して抱く不安感が軽減され、明るい展望が持てるようになれば、将来的な出生率の上昇にもつながることが期待できる。他方で、人生の選択肢が多様化し、晩婚化・晩産化が進展していることを踏まえると、結婚、妊娠、出産の全ての段階において切れ目のない支援を展開する必要がある。

(1) 結婚の希望の実現を支援する

結婚支援に当たっては、その希望を持っている人を対象とするものであり、価値観の押し付けにならないよう最大限留意しながら、若者の都市部への流出に際し地方を始めとする各地域において、自治体の枠組みを越えた広域的な取組も含め、「出会いの場」の提供支援を展開していく必要がある。その際、コミュニケーションに不安を持っていたり、自分が驚つくことに不安を持つ若者の特徴にも配慮の上、ITなども活用しつつ、きめ細やかなサポートを行う必要がある。

また、人生の選択肢が多様化する中で、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、あらかじめ知っておくべき知識や情報を、様々な教育段階で学ぶ機会を提供していくことも重要である。

<具体的に考えられる施策の例>

- ◆ ITなどを活用したきめ細やかな「出会いの場」の提供支援を展開するとともに、広域化に向けた取組を強化する。
- ◆ 結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描くためのキャリア教育、ライフプランニング教育の一層の充実を図る。

(2) 子供をもちたい希望を妊娠前から切れ目なく応援する

妊娠、出産に関する希望がかない、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産できよう、子供を持つことを希望する人を適切に支援する。支援に当たっては、地域の特性に応じた住民満足度の高い寄り添い型支援につなげる必要がある。

第1子の平均出産年齢が上昇する中で、年齢や健康問題を理由に理想の子供の数を実現できない人も多いことを踏まえ、不妊治療の充実も含め、妊娠前から切れ目なく支援する。また、理想の子供の数を実現するためには、子供の数に伴って増加する経済的負担の問題に対応していく必要がある。特に、初婚年齢の上昇に伴い、出産間隔が短縮化する傾向にある中、多子世代において経済的負担が一時期に集中的に発生する可能性が高い。このため、これまでの各種取組に加え、今後、多子世代へのより手厚い支援の在り方について検討を行うべきである。

<具体的に考えられる施策の例>

- ◆ 子育て支援に当たっては、その前段階である妊娠、出産期における経済面、公的助成の利用に係る手続面を含めた様々な負担を軽減していくことが重要であるとの認識を共有し、取組を進める。
- ◆ 全ての妊産婦世帯を対象とし、妊娠前から産後まで様々な相談に対応する「妊産婦世帯への伴走型支援」を展開する。
- ◆ 市町村・民間団体による情報提供（妊婦健診や不妊治療の公費助成を始めたとする様々な関係情報）のIT化を展開する。さらに、地域IoT実証推進ロードマップの重点分野に「子育て分野」が追加されたことを受け、妊娠・出産・子育て支援パーソナル・ヘルス・レコード（PHR）推進施策等を推進する。
- ◆ 不妊治療の助成制度については、初回治療の助成額の増額、男性不妊の治療の対象化など、医学的知見等に基づき数次にわたる拡充を重ねてきた。今後とも、費用面等から実態把握を行い、心理的な支援や助成制度について更なる検討を進める。また、不妊治療に関する研究の充実を図る。

等

IV. 今後に向けて

少子化の克服には急い取組が必要である。出生率の回復を遂げた一部の欧州諸国では、数十年にわたる継続的な取組の中で、財源を確保するとともに制度の整備を図りながら社会的な受容力を引き出してきたことが実を楨んできていると考えられる。

我が国の家族関係社会支出の対GDP比は1.31%であり、国民負担率などの違いもあり単純に比較はできないが、フランス（2.92%）やスウェーデン（3.64%）などの欧州諸国と比べて低水準となっている¹。今後、全世代型社会保障への改革が進む中で、より一層の少子化対策を行う上で必要な財源を確保することについて国民的な議論が深まり、更なる検討がなされることが必要である。

もとより、国民皆が希望を持てる豊かな社会を築くことが少子化対策の基本である。こうした少子化対策は成果が現れるまでに年月を要し、世代を超えて取り組むべき課題である。現世代による真摯な議論・取組が、次世代にもしつかり引き継がれて前に進んでいくよう、政府一体となって継続的に議論が行われることが重要である。

本提言の内容は、制度改正を伴う多岐にわたる中長期的検討が必要なものから、現在の施策の延長線上にあるものまで多岐にわたるものであり、できることから直

¹ 地域IoT実証推進ロードマップ（平成30年4月25日改定）
² 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費月報統計」（2015年度）

ちに着手することが肝要である。そして、国民一人一人が、子供や子育て世帯をやさしいまなざしで包み込み、その温かみを皆が実感できる社会をつくっていくことが次世代への責任と感ずるよう、少子化の克服に向けた国民の意識喚起を図り、更なる少子化対策の強化に向けた継続的な取組の展開を期待する。

「少子化克服戦略会議」名簿

<構成員>

五十嵐 智嘉子	(一社) 北海道総合研究調査会理事長
池田 祥輝	(公社) 日本青年会議所 (J C) 会頭
今村 俊夫	東京急行電鉄 (株) 代表取締役副社長執行役員
大村 浩次	APAMAN (株) 代表取締役社長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	高知県知事 (全国知事会)
河合 雅司	産経新聞論説委員
清原 慶子	三鷹市長 (全国市長会)
新谷 英子	カルビー (株) 人事総務本部ヘルスケア委員会委員長
(庶殿) 松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
松田 美幸	福津市副市長 (前・福岡県男女共同参画センター「あすばる」センター長)
明円 直志	明円工業 (株) 代表取締役社長

【五十音順、敬称略、役職は平成30年6月4日現在】

新・放課後子ども総合プラン（2018（平成30）年9月14日公表）

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一休型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一休型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指す。女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。
122万人⇒152万人

小1の壁の解消、小1の利用率が保育(3~5歳児)の8割程度
3年間で約25万人分の受け皿を整備

自治体を支援し、3年間で待機児童を解消

